

とりまとめ機関を代理人とする感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第15条に基づく調査に関する事務協定書（見本）

行政検査（PCR検査又は抗原検査）の実施に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、鳥取県知事（以下「甲」という。）と行政検査（PCR検査又は抗原検査）の実施を希望する別紙「実施医療機関一覧表」に記載の医療機関（以下、各医療機関を個別に「乙」という。）及び乙から行政検査の事務協定に関する権限の委任を受けた鳥取県●●医師会（取りまとめ機関）（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定書は「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「行政検査通知」という。）が改正された場合には、本協定の当事者間で別途合意する場合を除き、当該通知の改正に基づく見直しが行われたものとみなすものとする。

第1条 甲は、乙がPCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を行った場合に、受診者のPCR検査料（「SARSCoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。

第2条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は鳥取県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第3条 乙は、PCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、検査結果が陽性であった場合の報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、乙が「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に入力することにより行うこと。この場合において、乙は、原則として、検体採取日当日中に「氏名」、「検体採取日」、「検査方法」、「検体」の項目を、検査結果判明日当日中に「結果」の項目をHER-SYSに入力すること。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第4条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR検査料（「SARSCoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第37条に基づく

公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。)を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第5条 乙は、PCR検査又は抗原検査を実施するに当たり、適切な感染対策の実施など、行政検査通知(その後の改正を含む。)に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」(甲が「診療・検査医療機関」として指定した医療機関を含む。)として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件を遵守する。甲は、乙が本条に違反した場合、又は、本条に規定する要件を満たしている旨の乙の表明が虚偽若しくは不正確である場合には、直ちに乙との間の本協定を解約又は解除し、別紙の「実施医療機関一覧表」を修正することができる。その場合には、甲は修正した別紙の「実施医療機関一覧表」を丙に通知する。

第6条 丙は、乙から、行政検査の事務協定に関する権限の委任を受けるに当たり、乙が前条に規定する適切な感染対策が講じられていること等の要件を満たしている旨を表明していることを確認する。また、本協定が締結されたことをもって、丙が甲に対して乙による上記の表明を伝達したものとみなされるものとする。

第7条 丙は、本協定締結後、速やかに実施医療機関をとりまとめ、別紙の「実施医療機関一覧表」を甲に通知する。また、その後に、新たに他の医療機関から本協定の締結について委任を受けた場合、又は、乙から本協定を解約する旨の申し出を受けた場合は、同様に、別紙の「実施医療機関一覧表」を追記・修正し、甲に通知するものとする。この場合には、甲が別段の異議を述べない限り、当該通知がされた日をもって、別紙の「実施医療機関一覧表」の変更の効力が生じ、当該変更の対象である医療機関との間で本協定の締結又は解約の効力が生じるものとする。

第8条 本協定は、本協定締結日にかかわらず、令和2年9月1日以降に実施した診療分から適用する。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し双方署名捺印の上各々1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井 伸治 (印)

丙 住所  
鳥取県●●医師会  
会長 氏名 (印)

